

令和6年度

横浜川崎治水事務所

川崎治水センター事業概要

令和6年6月

目 次

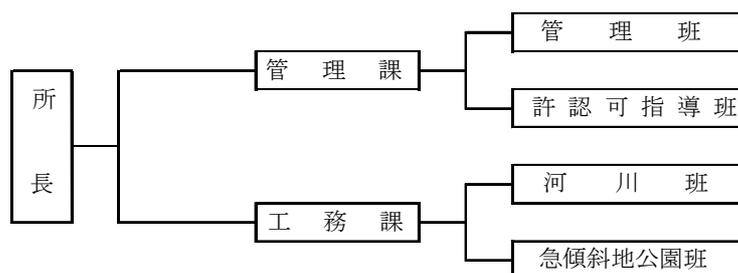
1	組 織	
(1)	沿 革.....	1
(2)	川崎治水センターの機構.....	1
(3)	職員の配置状況及び分掌事務.....	2
(4)	庁舎平面図.....	2
(5)	行政対象.....	3
2	所管区域の概要	3
3	予 算	
(1)	令和6年度当初予算指定箇所別事業予算.....	4
(2)	令和5年度予算執行状況.....	4
4	事務事業の実施状況	
(1)	令和5年度事業執行状況.....	5
(2)	令和5年度許認可等事務処理状況.....	5
5	河川事業の概要	
(1)	事業の概要.....	6
(2)	管理河川の位置と管理区域.....	6
(3)	各河川の概要.....	8
(4)	恩廻公園調節池の概要.....	17
(5)	令和6年度の主要事業.....	18
6	急傾斜地崩壊対策事業の概要	
(1)	事業の概要.....	20
(2)	土砂災害の発生件数.....	20
(3)	急傾斜地崩壊危険区域の指定・整備状況.....	21
(4)	令和6年度の主要事業.....	31
7	土砂災害防止法の概要	
(1)	土砂災害警戒区域等の概要.....	32
(2)	土砂災害警戒区域の指定状況.....	32
(3)	土砂災害特別警戒区域の調査・指定状況.....	32
8	公園事業の概要	
(1)	公園の概要.....	33
(2)	施設の概要.....	35
(3)	利用促進事業.....	36
(4)	公園利用者の推移と公園整備の実績.....	37
(5)	令和6年度の主要事業.....	38
9	施設開放事業	
(1)	川崎治水センター.....	39
(2)	恩廻公園調節池管理棟会議室.....	40
10	主な財産管理状況	
(1)	一般行政財産管理状況.....	41
(2)	管理指定普通財産管理状況.....	41
11	水防業務の概要	
(1)	水防配備基準と配備要員.....	42
(2)	令和5年度の水防業務.....	43

① 組織

(1) 沿革

明治32年 1月	神奈川県第1区土木係派出所として、神奈川県庁内に事務所を置き発足。
大正 7年 7月	川崎土木派出所と改称し、橘樹郡役所内に移転。
昭和 2年 5月	川崎土木出張所と改称。
昭和18年 5月	川崎市京町1-1-13に新築移転。
昭和35年12月	川崎土木事務所と改称。
昭和42年 5月	川崎市日進町25番地の1 川崎合同庁舎内に移転。
昭和47年 4月	神奈川県行政機関設置条例の一部改正（昭和47年条例第18号）により、川崎土木事務所が廃止されたことに伴いその事務の一部を引継ぎ、管理課、用地課、工務課の3課による治水事務所として、川崎市川崎区日進町25番地の1に設置される。
昭和48年 7月	神奈川県行政組織規則の一部改正（昭和48年規則第75号）により、工務課を河川課、急傾斜地公園課の2課に改組し、4課制となる。
昭和49年 8月	神奈川県行政組織規則の一部改正（昭和49年規則第71号）により、管理課に管理係、許認可係が、用地課に用地係が、河川課に河川係が、急傾斜地公園課に急傾斜地係、公園係が設置される。
昭和53年 5月	神奈川県行政組織規則第78条に基づく人事課長通知（人第53号）により、川崎治水事務所東高根森林公園駐在事務所が設置される。
昭和53年 7月	神奈川県行政組織規則の一部改正（昭和53年規則第48号）により、用地課の係が廃止される。
昭和56年 6月	神奈川県行政組織規則の一部改正（昭和56年規則第108号）により、各課の係が廃止される。
昭和60年11月	神奈川県行政機関設置条例の一部改正（昭和60年条例第37号）により、川崎市多摩区生田4丁目25番1号に移転。
平成 8年 4月	神奈川県行政組織規則の一部改正（平成8年規則第73号）により、管理課及び工務課の2課制となる。
平成14年 3月	川崎治水事務所東高根森林公園駐在事務所が廃止される。
平成22年 4月	神奈川県行政機関設置条例の一部改正（平成21年条例第95号）により、横浜治水事務所及び川崎治水事務所が廃止され、横浜川崎治水事務所が設置される。 神奈川県行政組織規則の一部改正（平成22年規則第16号）により横浜川崎治水事務所に川崎治水センターが設置される。

(2) 川崎治水センターの機構



(3) 職員の配置状況及び分掌事務(*)

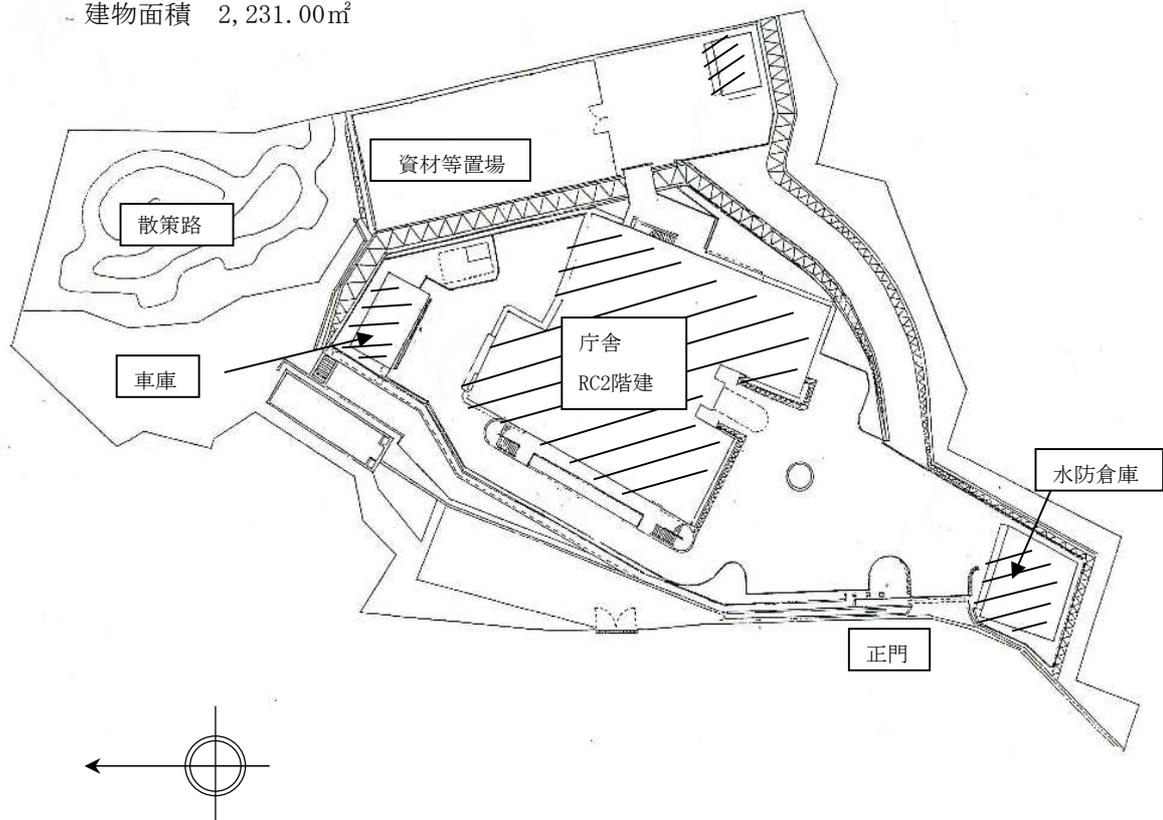
令和6年4月1日現在

組 織	組 織 の 長 又は代表者	分 担 事 務	職 員 数		
			事務	技術	計
所 長	伊藤 博	所の統括に関すること		1	1
管 理 課	次長兼管理課長	秋山 敏幸	所長の総括補佐, 課の総括に関すること		
	管 理 班	海老原 成介	1		1
	許 認 可 指 導 班	藤江 正明	5		5
工 務 課	許 認 可 指 導 班	藤江 正明	3		3
	工 務 課 長	黒崎 克彦	課の総括に関すること		
	技 幹	堀 大佑		1	1
	河 川 班	菊池 勝吉	矢上川地下調節池事業の総合調整に関すること		
	急傾斜地公園班	若狭 桂樹	河川事業に関すること		
			急傾斜地及び公園事業に関すること		
計			9	13	22

(4) 庁舎平面図

敷地面積 8,830.64㎡

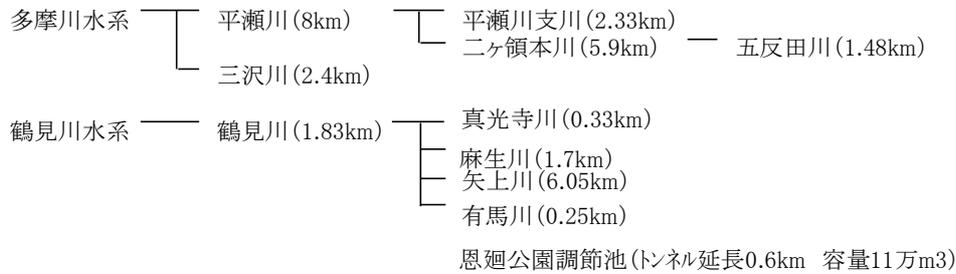
建物面積 2,231.00㎡



(5) 行政対象

ア 河川

川崎市内を流下する一級河川のうち国土交通大臣の指定する区間の管理
総延長 30.27km (鶴見川の恩廻公園調節池の管理を含む。)



イ 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により指定された急傾斜地崩壊危険区域における崩壊対策工事及び維持管理

市内指定区域 105箇所 総面積 178.97ha

(区別内訳：幸区 2 中原区 2 高津区 48 宮前区 12 多摩区 17 麻生区 24)

ウ 県立公園

市内の県立公園の管理(整備)

東高根森林公園 面積11.8ha(開園面積)

平成18年度より指定管理者制度の適用を受け、維持管理・運営は指定管理者「株式会社エクステリア(令和4年度～令和8年度予定)」が行っています。

エ 県道

市内の県道にかかる廃道敷地管理(現道管理は川崎市が行っています。)

2 所管区域の概要

当所の所管区域である川崎市は神奈川県北東部に位置し、北は多摩川を境とし東京都に、南は横浜市にそれぞれ隣接し、西は多摩丘陵をひかえ、東は東京湾に臨んでいます。

東西に長く、南北に狭い帯状をなしており、地質は台地と沖積層に大別され、南西部は多摩丘陵、北側は武蔵野台地、西側は境川相模台地に属しています。

丘陵地の表面は関東ローム層で覆われ、多摩川の河口付近は同川が土砂を運搬堆積して陸地となった沖積層で覆われています。また、北西部の一部丘陵地を除いて起伏が少なく、神奈川県下でも比較的平坦な地域となっています。

南部(臨海部)の重工業地域と、北部(内陸部、丘陵部)の住宅地域という性格の異なった地域の結合により都市が形成されています。

所管総面積は144.35km²、管内人口1,548,254人でそれぞれ県内の6.0%、16.8%を占めています。

(令和6年4月1日現在)

3 予算

(1) 令和6年度当初予算指定箇所別事業予算（事務費を除く）(*)

事業別	令和6年度		令和5年度	
	箇所数	予算額	箇所数	予算額
河川関係	16	5,572,045千円 (113.2%)	15	4,918,886千円 (375.4%)
砂防関係	8	227,600千円 (66.1%)	11	344,307千円 (118.9%)
公園関係	8	145,650千円 (117.2%)	8	124,200千円 (100.0%)
合計	32	5,945,295千円 (110.3%)	34	5,387,393千円 (312.5%)

* () 内は前年度対比を表しています

* 前年度補正予算を含みます

(2) 令和5年度予算執行状況(*)

ア 収入

種類	内容	金額(円)
使用料	行政財産使用料	15,002
	土木財産使用料	3,895,886
	河川使用料	97,330,765
	水利使用料	2,286,761
	公園使用料	4,393,899
財産運用収入	土地建物貸付収入	200,501
立替収入	会議室使用に伴う光熱水費等	639,789
雑入等	資料提供に伴う複写代等	109,410
合計		108,872,013

イ 支出

種類	内容	金額(円)
総務管理費	一般管理費等	3,179,312
土木管理費	土木総務費等	38,444,499
河川海岸費	河川維持費等	3,454,266,459
砂防費	施設維持費等	360,503,941
都市計画費	公園費	130,517,935
合計		3,986,912,146

* 県会計管理システムを基に作成しています

4 事務事業の実施状況

河川法、都市公園法及び急傾斜地法等の関係法令にもとづき、各種工事を施工し地域の生活環境の改善を図っています。

また、河川法、急傾斜地法、都市公園法等による各種許認可、境界確定を行うなど迅速な事務処理と適正な行政指導に当たり、所管施設の管理に万全を期しています。

(1) 令和5年度事業執行状況(*)

事業名	県単独事業		国庫補助事業		合計	
	件数	決算額(円)	件数	決算額(円)	件数	決算額(円)
河川修繕費	51	106,523,902	-	-	51	106,523,902
河川改修事業	22	188,625,436	6	3,124,440,000	28	3,313,065,436
河川維持改修事業	1	15,000,000	-	-	1	15,000,000
水防情報基盤緊急整備事業	1	100,000	-	-	1	100,000
急傾斜地施設改良費	2	7,850,300	-	-	2	7,850,300
急傾斜地崩壊対策事業	14	129,635,634	6	71,530,500	20	201,166,134
砂防関係事業調査費	-	-	6	146,959,402	6	146,959,402
公園整備費	12	27,486,700	1	49,070,000	13	76,556,700
合 計	103	475,221,972	19	3,391,999,902	122	3,867,221,874

* 事業費の併合執行案件については、執行金額が大きい方に件数を加算しています

* 県会計管理システムを基に作成しています

(2) 令和5年度許認可等事務処理状況(*)

件 名	前年度 未処理 件数	本年度 申請 件数	内訳				収入	
			許可等	不許可	取下	未処 理	調定件数	収入金額(円)
行政財産使用許可	-	-	-	-	-	-	3	15,002
河川 河川占用許可	16	530	537	-	4	5	1,018	99,617,526
〃 河川保全区域行為許可	2	40	41	-	-	1	-	-
急傾斜地内行為許可	1	63	59	-	2	3	-	-
公園 公園施設設置許可	-	-	-	-	-	-	1	12,982
〃 公園施設管理許可	-	-	-	-	-	-	2	1,266,869
〃 公園占用許可	-	8	8	-	-	-	26	3,096,778
〃 公園内行為許可	-	3	3	-	-	-	1	17,270
法定外公共用財産使用許可	-	1	1	-	-	-	1	3,895,886
河川等境界確認	-	28	28	-	-	-	-	-
土砂条例 埋立行為許可	-	-	-	-	-	-	-	-
〃 土砂処理計画届出書	-	163	-	-	-	-	-	-
〃 処理計画除外承認	-	38	38	-	-	-	-	-
特定開発行為許可	-	9	9	-	-	-	-	-
合 計	19	883	724	-	6	9	1,052	107,922,313

* 河川占用許可の収入金額には、水利使用料、過年度許可分、国許可分が含まれています

5 河川事業の概要

(1) 事業の概要

川崎治水センターでは、多摩川水系の三沢川、平瀬川、平瀬川支川、二ヶ領本川及び五反田川と、鶴見川水系の鶴見川、矢上川、有馬川、麻生川及び真光寺川、そして鶴見川の洪水を調節する恩廻公園調節池を管理しています。

このうち、多摩川水系の平瀬川、平瀬川支川、二ヶ領本川及び五反田川は、河川法第16条の3第1項に基づき、川崎市が河川の工事と維持を行っています。

(2) 管理河川の位置と管理区域

ア 管理河川の位置



凡 例		管 理 事 務 所
	国管理区間(川崎市内を流れている区間)	国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所
	国管理区間(川崎市外を流れている区間)	
	神奈川県管理区間(川崎市内を流れている区間)	神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センター
	神奈川県管理区間(川崎市外を流れている区間)	
	東京都管理区間	東京都南多摩東部建設事務所
	川崎市が河川工事と維持を行っている河川	各区役所道路公園センター

イ 管理区間

令和6年4月1日現在

水系の名称	幹川名等		流域面積 km ²	一級河川 総延長 km	管理区 延長 km	管理の区域
	幹川名	支派川名				
一級河川 多摩川	三沢川		16.94	7.78	2.40	左岸 多摩区菅321番地先 右岸 多摩区菅6757番地先 } 東京都界から多摩川合流点まで
	平瀬川		25.49	8.00	8.00	宮前区菅生2914番の上流端を示す標柱から多摩川合流点まで
	平瀬川支川		3.07	2.33	2.33	左岸 多摩区長沢4丁目8238番地先 右岸 多摩区長沢4丁目8156番地先 } 平瀬川合流点まで
	二ヶ領本川		13.23	5.90	5.90	多摩区生田282番地先の橋本橋下流端から平瀬川合流点まで
	五反田川		8.00	1.48	1.48	多摩区生田8丁目3395番の1地先の田中橋下流端から二ヶ領本川まで
一級河川 鶴見川	鶴見川		234.50	42.50	1.83	左岸 麻生区岡上410番地先 右岸 麻生区岡上423番地先 } 東京都界から水車橋上流地点まで(東京都管理区間を除く)
	矢上川		25.20	7.88	6.05	左岸 宮前区梶ヶ谷字宅地前1056番2地先 右岸 宮前区梶ヶ谷字宅地前1056番1地先 } 渋谷合流点まで
	有馬川		5.30	0.25	0.25	左岸 高津区野川字中耕地3805番4地先 右岸 高津区久末字表山1923番地先 } 矢上川合流点まで
	麻生川		10.50	1.70	1.70	左岸 麻生区上麻生503番地先 右岸 麻生区上麻生525番地先 } 大谷戸橋下流端から鶴見川合流点まで
	真光寺川		4.50	2.25	0.33	左岸 麻生区岡上89-10番地先 右岸 麻生区岡上75-2番地先 } 東京都界から鶴見川合流点まで
計	10 河川		346.73	80.07	30.27	

(3) 各河川の概要

ア 鶴見川

鶴見川は、東京都町田市上小山田付近に源を発し、川崎市麻生区、横浜市を流下し、横浜市鶴見区において東京湾に注ぐ河川です。管内の河道は、掘込み河道で、ブロック積み護岸が大半となっています。

鶴見川は、しばしば洪水・氾濫を繰り返し、「暴れ川」として恐れられてきた一方、流域がバクに似ていることから「バクの流域」の愛称で流域住民に親しまれてきました。

平成15年6月に完成した恩廻公園調節池の整備により、60mm/hrの降雨に対応した改修が完成しています。



水車橋をのぞむ



開戸親水広場

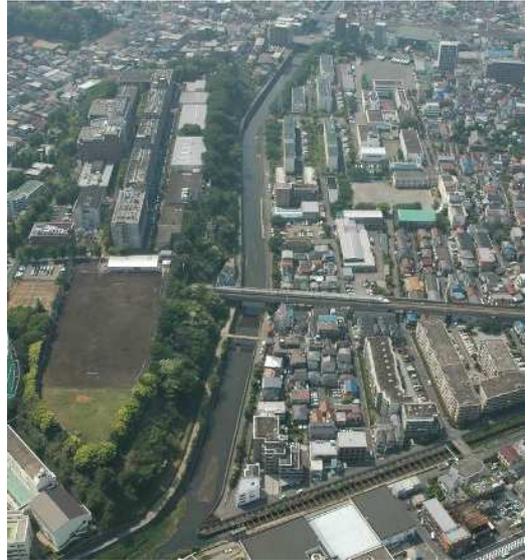
昭和 6 年	準用河川に認定され、県土木部管理となる。
昭和30～40 年	流域の開発が急激に進展し、溢水や破堤による被害が多発する。
昭和 40 年	二級河川に指定される。
昭和 42 年	一級河川に指定される。
昭和 48 年	下流部から中小河川改修事業に着手する。
昭和 53 年	総合治水対策を推進する河川に選定される。
昭和 54 年	総合治水対策特定河川事業により改修促進を図る。
昭和 60 年	第一次改修（流下能力220m ³ /s～340m ³ /s）の県施工区間が完成する。 上流部は東京都が改修整備を進める。
平成 元 年	第一次改修（流下能力340m ³ /s）が完成する。
平成 5 年	第二次改修（恩廻公園調節池建設事業）に着手する。
平成 15 年	恩廻公園調節池の供用を開始する。
平成 19 年	鶴見川水系河川整備計画、鶴見川流域水害対策計画が策定される。

イ 矢 上 川

矢上川は、川崎市宮前区向ヶ丘及び南菅生に源を発し、川崎市中央部を流下し、幸区において鶴見川と合流する河川です。管内の河道は、掘込み河道で、ブロック積み護岸となっており、大半の区間で河床がコンクリートで覆われています。

昭和30年代には、流域の都市化に伴い、溢水被害が繰り返されたため、一次改修、二次改修が行われ、平成17年に50mm/hrの降雨に対応した改修が完成しています。

また、鶴見川水系河川整備計画(平成19年3月策定)で、矢上川は60mm/hr降雨に対応



渋川合流点より上流をのぞむ

した地下式の洪水調節施設による河川整備目標が示され、平成21年度から矢上川地下調節池整備事業に着手しています。中間立坑部については、平成23年度から準備工事に着手、平成25年度からは中間立坑本体工事に着手し、平成29年3月に完成しました。発進立坑部については、平成26年度から準備工事に着手、平成29年度からは発進立坑本体工事に着手し、令和2年9月に完成しました。

令和4年度からは、トンネル本体工事に着手しています。

[改修事業の経緯]

昭和 7～11 年	県耕地課所管事業にて矢上橋～鷹の巣橋間を改修する。 (流下能力約64m ³ /s)
昭和16～18 年	県耕地課所管事業にて鷹の巣橋～上野川橋間を改修する。
昭和 29 年	矢上橋～橘橋間が準用河川に認定され県土木部管理となる。
昭和30～40 年	流域一帯が急激に都市化され、溢水被害を繰り返す。
昭和 34 年	橘橋～上野川橋間が準用河川に認定され県土木部管理となる。
昭和 40 年	二級河川に指定され、下流部3.1kmは中小河川改修事業、上流部1.9kmは災害復旧助成事業により改修に着手する。
昭和 42 年	一級河川に指定される。
昭和 45 年	第一次改修(流下能力75m ³ /s～160m ³ /s)が概成する。
昭和 58 年	総合治水対策特定河川事業により第二次改修(流下能力85m ³ /s～180m ³ /s)に着手する。
平成 17 年	50mm/hr対応の改修が完成する。
平成 19 年	鶴見川水系河川整備計画が策定され、60mm/hr対応の整備目標が示される。
平成 21 年	矢上川地下調節池事業に着手。
平成 23 年	地下調節池事業に伴い上野川橋上流約1km区間が一級河川に指定され、県管理区間となる。

ウ 有 馬 川

有馬川は、川崎市宮前区鷺沼に源を発し、横浜市青葉区境界付近を流下し、高津区野川において矢上川と合流する河川です。管内の河道は、掘込み河道で、ブロック積み護岸となっています。

これまで川崎市において整備及び管理がされてきましたが、平成19年3月に策定された鶴見川水系河川整備計画で矢上川が地下式洪水調節施設による河川整備を行うこととなり、その地下式洪水調節施設計画策定の中で、矢上川合流点から250m区間の有馬川に地下への流入施設が計画されたことに伴い、平成23年3月一級河川に指定され県管理区間となりました。



矢上川合流点の五月橋より上流をのぞむ

[改修事業の経緯]

昭 和 35～52年	市町村県費補助事業として、矢上川合流点から亀の橋付近までの約3,400mの改修を実施した。また、亀の橋から準用河川起点までの区間は、市単独事業で改修を概成した。
昭 和 55～60年	準用河川補助事業全体計画の承認を受け、住宅宅地関連公共施設整備促進事業を併用し、50mm/hr対応の改修が完成する。
平 成 19 年	鶴見川水系河川整備計画が策定され、60mm/hr対応の整備目標が示される。
平 成 21 年	矢上川地下調節池事業に着手。
平 成 23 年	矢上川地下調節池事業に伴い五月橋上流0.25km区間が一級河川に指定され、県管理区間となる。

エ 麻 生 川

麻生川は、川崎市麻生区金程及び東京都稲城市平尾に源を発し、麻生区において鶴見川と合流する河川です。管内の河道は、掘込み河道で、ブロック積み護岸となっています。

昭和40年代から蛇行する河道を解消するなど、河川改修工事を行い、昭和57年に、50mm/hrの降雨に対応した改修が完成しています。

また、平成19年3月策定の鶴見川流域河川整備計画で示された60mm/hrの降雨に対応した河川整備目標に対して、現在の河道の流下能力を検証したところ、安全に対応できることが確認されています。



耕地橋より上流をのぞむ

[改修事業の経緯]

昭和 34 年	準用河川に認定され、県土木部管理となる。
昭和30～40 年	急激な都市化の進行に伴い溢水被害が多発する。
昭和 40 年	二級河川に指定される。
昭和 42 年	一級河川に指定される。
昭和 48 年	中小河川改修事業に着手する。
昭和 54 年	総合治水対策特定河川事業により改修促進を図る。
昭和 57 年	50mm/hr対応の改修が完成する。
平成 19 年	鶴見川水系河川整備計画が策定され、60mm/hr対応の整備目標が示される。

オ 真光寺川

真光寺川は、東京都町田市に源を発し、麻生区において鶴見川と合流する河川です。管内の河道は、掘込み河道で、ブロック積み護岸となっています。

かつては、麻生川に合流していましたが、河川改修により、鶴見川への合流に改められ、現在、50mm/hrの降雨に対応した改修が完成しています。

また、平成19年3月策定の鶴見川流域河川整備計画で示された60mm/hrの降雨に対応した河川整備目標に対して、現在の河道の流下能力を検証したところ、安全に対応できることが確認されています。



川内橋より上流をのぞむ

[改修事業の経緯]

昭和	55年	河川改修第一種事業により新橋（川内橋）を建設する。
昭和	56年	総合治水特定河川事業により新川（延長150m）を開削する。 （暫定河床）
昭和	58年	新川部が一級河川に指定される。
昭和	60年	県管理区間内（東京都施工分）の暫定改修を完了する。
昭和	63年	50mm/hr対応の改修が完成する。
平成	19年	鶴見川水系河川整備計画が策定され、60mm/hr対応の整備目標が示される。

カ 三 沢 川

三沢川は、川崎市麻生区黒川及び東京都町田市小野路町に源を発し、稲城市、川崎市多摩区を流下し、多摩川に合流する河川です。管内の河道は、掘込み河道形態で、ブロック積み護岸となっています。平成6年に70mm/hrの降雨に対応した改修が完成しています。

平成19年度から24年度にわたり、地元の方々の意見を参考にしながら整備計画を取りまとめ、親水広場の再整備や護岸・河床緑化等の工事を実施しました。

現在の三沢川（菅堰～多摩川合流点）は、昭和10年代に洪水対策として開削された河川です。

平成27年4月に河川整備計画が策定されました。



天宿橋より上流をのぞむ



スロープ化された城下人道橋左岸

[改修事業の経緯]

昭和 16～22年	三沢川沿岸排水路事業として菅堰～多摩川合流点間にバイパス（流下能力40～50m ³ /s）を開削する。（県耕地課）
昭和 34 年	流域の開発が進展し溢水被害が多発する。準用河川に認定され県土木部管理となる。
昭和 35～40年	護岸の改修事業を行う。
昭和 41 年	一級河川に指定される。
昭和 42 年	三沢川改修全体計画を作成し、下流部から小規模河川改修事業に着手する。
昭和 47 年	河川局部改修事業等により、河道拡幅や護岸の整備・補強等を実施する。
昭和 51 年	全体計画の再調整（第二次計画）を行う。東京都稲城市内で多摩川への分水路（100m ³ /s）を計画する。
昭和 53 年	中小河川改修事業・住宅宅地関連河川整備促進事業・第一種河川改修事業により整備促進を図る。
昭和 58 年	東京都稲城市の分水路が完成し治水安全度が高まる。
昭和 62 年	菅堰改築・新三沢橋架替工事に着手する。
平成 6 年	70mm /hr対応の改修が完成する。
平成 27 年	三沢川河川整備計画が策定される。

キ 平 瀬 川

平瀬川は、多摩丘陵の宮前区菅生地内に源を発し、高津区久地地先において二ヶ領本川と合流した後、多摩川に流入している、総延長8.0km、流域面積25.49km²の都市河川です。

令和4年2月に、平瀬川ブロック（平瀬川、平瀬川支川、二ヶ領本川及び五反田川）において、今後概ね30年間に実施する河川整備目標や内容を定めた「河川整備計画」を策定しました。



樋場橋より下流をのぞむ

[改修事業の経緯]

昭和15～20年	多摩川右岸農業水利事業（県営）により流下能力35m ³ /sの用排水路として築造される。
昭和30～40年	開発ブームに伴って流域一帯が急激に都市化され溢水被害を繰り返す。
昭和42～45年	市町村補助事業により多摩川合流点から新井台橋付近までの約2.8kmを川崎市が改修する。
昭和46年	一級河川に指定され、都市小河川改修事業により川崎市が引き続き整備を進める。
平成22年	50mm/hr対応の改修が完成する。
令和4年	平瀬川ブロック河川整備計画が策定される。

ク 平瀬川支川

平瀬川支川は、川崎市麻生区百合ヶ丘に源を発し、丘陵地の谷間を北東に流下して、多摩区长沢地先で流路を南にとり、県道横浜生田線を横断し、菅生地先で平瀬川に流入している、総延長2.33km、流域面積3.07km²の都市河川です。

平成30年7月に、主に平瀬川支川のあゆみ橋上流の整備内容を定めた平瀬川・平瀬川支川河川整備計画が策定され、その後、令和4年に平瀬川ブロック河川整備計画に内容を移行しました。



マリアンナ橋から下流をのぞむ

[改修事業の経緯]

昭和	59年	川崎市単独事業にて河川改修に着手する。
平成	2年	準用河川指定、準用河川補助事業により川崎市が引き続き整備を進める。
平成	9年	一級河川に指定され、都市小河川改修事業により川崎市が整備を進める。
平成	29年	改修率は50mm/hr対応で約67%となる。
平成	30年	平瀬川・平瀬川支川河川整備計画が策定される。(令和4年2月廃止)
令和	4年	平瀬川ブロック河川整備計画が策定される。

ケ 二ヶ領本川

二ヶ領本川は、多摩区上布田地先の多摩川上河原堰から取水し、途中旧三沢川と合流、その下流から一級河川となり、山下川及び五反田川と合流し、長尾橋上流左岸で下水路に分派し、さらに下綱橋下流で宿河原堰から取水し、高津区久地地先において二ヶ領用水に供給を行い、平瀬川に流入している、総延長5.90km、流域面積13.23km²の都市河川です。



一本塚堰から下流をのぞむ

[改修事業の経緯]

昭和	13年	県営土地改良事業（県耕地課）により平瀬川合流点から宿河原幹線までを農業排水路として改良事業を行う。
昭和	30～40年	流域の急激な都市化が進み、本川の性格も雨水排水を主とした都市河川となる。
昭和	46年	一級河川に指定され、都市小河川改修事業により川崎市が整備を進める。
平成	20年	35mm/hr対応の改修が完成する。(橋梁部を除く。)
令和	4年	平瀬川ブロック河川整備計画が策定される。

コ 五反田川

五反田川は、麻生区細山地内に源を発し、北大作より大きく曲折し、小田急線に沿って蛇行しながら東北東に流下して、途中小田急線と4ヶ所で交叉して二ヶ領本川に流入している、総延長1.48km、流域面積8.00km²の急流河川です。



栄橋より上流をのぞむ

[改修事業の経緯]

昭和 35 年	川崎市単独事業として、二ヶ領本川合流点から生田橋までの護岸工事を行う。
昭和 40 年～	生田橋から上流は県費補助の土地改良事業や災害復旧事業によって一応の改修を終わる。
昭和53～55年	流域内の開発が進み出水時には下流部の橋りょうがネックとなり溢水被害が多発する。
昭和 53 年	国庫補助雨水貯留事業により麻生区細山地内に調整池（4万m ³ ）を設置する。
昭和 57 年	都市小河川改修事業により二ヶ領本川との合流点整備に併せ、小田急鉄道橋架替地点までの改修に着手する。
昭和 59 年	一級河川に指定され、改修促進を図る。
平成 9 年	小田急鉄道橋架替工事が完了する。
平成 14 年	第二次改修（放水路工事）に着手する。
平成 20 年	35mm/ hr対応の改修が完成する。
令和 2 年	五反田川放水路工事を再開する。
令和 4 年	暫定的に貯留式で運用を開始。（本供用は、令和5年度予定）
令和 6 年	平瀬川ブロック河川整備計画が策定される。
	五反田川放水路の供用を開始する。

(4) 恩廻公園調節池の概要

昔から「暴れ川」として有名で、常に水害に悩まされ続けた鶴見川の洪水対策として、鶴見川と麻生川の合流点上流に恩廻公園調節池を建設しました。

恩廻公園の地下に設置したトンネルに、洪水時の水を一時的に貯留することで、鶴見川を60mm/hrの大雨から守ります。



地下 50m のトンネル

恩廻公園調節池のイメージパース



事業名	総合治水対策特定河川事業 (公共事業)	事業概要
河川名	鶴見川	恩廻公園調節池建設事業
事業箇所	川崎市麻生区下麻生 東京都町田市三輪町 横浜市青葉区寺家町	【計画降雨規模】 60mm/hr (年超過確率1/10) 【計画諸元】 貯留量11万m ³ (貯留管方式) ピーク時カット流量33m ³ /s
事業期間	平成5年度～15年度	【施設概要】 越流堤 L=80m、H=2.86m 取水庭 A=8000m ² (親水公園) 立坑 H=53.8m、D=19m (渦流流下式)
全体事業費	約 163億円	調節池 L=593.3m、D=15.4～16.5m (NATM)

(5) 令和6年度の主要事業

矢上川の河川改修事業（地下調節池整備事業）

令和6年度事業(予定) 矢上川地下調節池トンネル本体Ⅰ期工事
(R4~R9年度：6年債務)

【事業概要】

河川名	一級河川 矢上川
事業箇所	川崎市宮前区梶ヶ谷地先他
事業概要	トンネル外(内)径 D=8.5(7.9)m
	トンネル延長 L≒4.0(2.0+2.0)km
	貯留量 V=19.4万m ³



【整備計画】

流域の都市化が進んだ矢上川においては、60 mm/hr 降雨の対策として、道路や河川の地下を有効利用し、トンネル式の洪水調節池を設置することで洪水による被害を防ぐ計画としています。

【令和6年度工事】

発進立坑～中間立坑：矢上川地下調節池トンネル本体Ⅰ期工事
(矢上川領域)

【全体計画図】



【中間立坑部工事箇所】



【発進立坑部工事箇所】



6 急傾斜地崩壊対策事業の概要

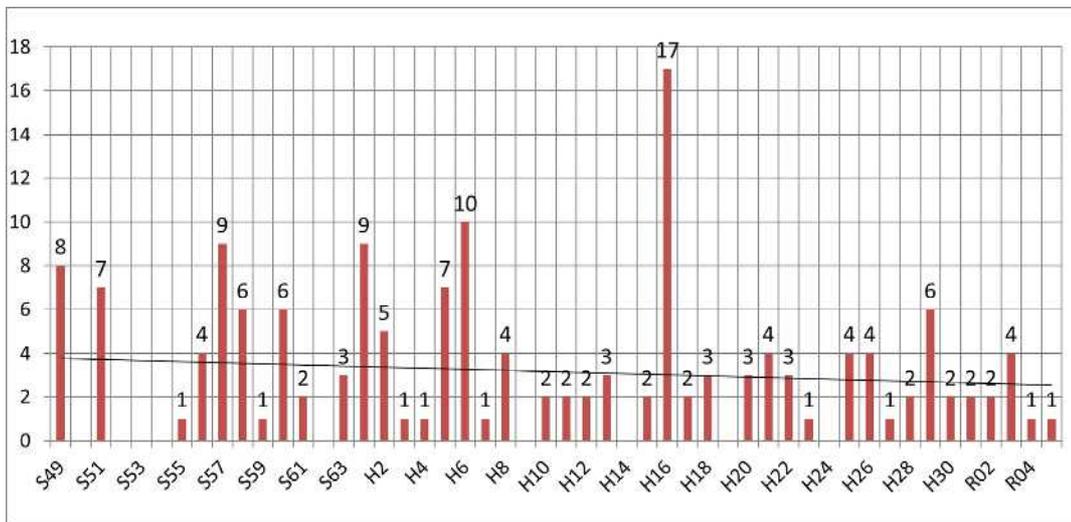
(1) 事業の概要

川崎市域は都心から 30km 圏内に位置し、昭和 40 年代から 50 年代の市域中部から北部にかけての丘陵地での宅地開発の進展により、がけ地付近に住宅地が多く存在するため、がけ崩れによる災害発生時には、人命に多大な被害を及ぼす恐れがあります。

このため、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地法）」（昭和 44 年施行）に基づく急傾斜地崩壊対策事業により、一定の条件を満たすがけ地について「急傾斜地崩壊危険区域」を指定し、崩壊防止施設を設置する崩壊対策工事の施行やがけ地に影響を及ぼす行為の規制を行っています。

(2) 土砂災害の発生件数

災害報告記録が残る昭和 49 年以降の土砂災害発生件数は、減少傾向にあるものの、依然として年平均 3 件程度、がけ崩れが発生しています。



(3) 急傾斜地崩壊危険区域の指定・整備状況

川崎市内の急傾斜地崩壊危険区域は、105箇所（令和6年3月末現在）となっています。

【区別指定面積及び箇所数】

（令和6年3月末現在）

項目 区別	区別面積 (ha)	指定面積 (ha)	区別 面積比	指定 区域数
川崎区	4,025	0.00 (0.0%)	0.0%	0
幸区	1,009	6.64 (0.7%)	3.7%	2
中原区	1,481	1.93 (0.1%)	1.1%	2
高津区	1,710	80.29 (4.7%)	45.0%	48
宮前区	1,860	10.11 (0.5%)	5.6%	12
多摩区	2,039	41.12 (2.0%)	22.8%	17
麻生区	2,311	38.88 (1.7%)	21.8%	24
合計	14,435	178.97 (1.2%)	100.0%	105

(備考) 1 対象となる自然がけの半数以上は、川崎市北部に存在しています。

2 川崎区は平地のため、対象となるがけ地は存在しません。

【工事採択基準】

条 件	一般急傾斜地事業		災害関連緊急急傾斜地事業	
	公 共	県 単		人家等に被害
傾 斜 度	30度以上	30度以上	30度以上	30度以上
高 さ	10m以上	※5m以上	10m以上	5m以上
保 全 人 家	10戸以上	5戸以上	5戸以上	5戸以上
状 態	自 然 崖 移転適地なし	自 然 崖 移転適地なし	自 然 崖 移転適地なし	自 然 崖 移転適地なし

【年度別指定状況】

令和6年3月末現在

区 年度	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	計
昭和44年度～ 昭和63年度	2	2	30	4	10	12	60
平成元年度			1 拡大(2)				1
平成2年度	拡大(1)		1		拡大(1)		1
平成3年度			1				1
平成4年度			拡大(1)			拡大(1)	
平成5年度			3 拡大(1)		1	1	5
平成6年度			1 拡大(1)			1	2
平成7年度				拡大(1)		1	1
平成8年度			1 拡大(1)				1
平成9年度			1			2	3
平成10年度			拡大(1)		拡大(1)		
平成11年度			1				1
平成12年度				1			1
平成15年度			拡大(1)				
平成17年度			3			1 拡大(1)	4
平成18年度			拡大(1)	2			2
平成19年度							
平成20年度			拡大(1)	拡大(1)	1	1	2
平成21年度			1 拡大(1)			1	2
平成22年度			1 拡大(1)				1
平成23年度			1	2	1	拡大(1)	4
平成24年度	拡大(2)		1	拡大(1)		1	2
平成25年度				1	2 拡大(1)		3
平成26年度				1	1		2
平成27年度				拡大(1)		1	1
平成28年度			1		拡大(1)	1	2
平成29年度			拡大(1)				
平成30年度							
平成31年度							
令和2年度							
令和3年度							
令和4年度				1	1	1	3
令和5年度			拡大(1)		拡大(1)		
計	2	2	48	12	17	24	105

【急傾斜地崩壊危険区域】

令和6年3月末現在

〈幸区・中原区〉

急傾斜地崩壊危険区域 位置図



急傾斜地崩壊危険区域 一覧

番号	区別	区域名	指定年月日	区域面積 (ha)	整備状況	備考
1	幸	夢見ヶ崎	S45.3.6	3.09	概成	
			H2.3.31	0.48		
			H24.9.25	0.07		
3	幸	南加瀬仲山	S45.4.14	2.66	概成	
			H2.3.31	0.34		
4	中原	井田山下	S45.4.14	1.44	概成	
21	中原	井田B	S47.3.28	0.49	未着手	民間開発

<高津区>

急傾斜地崩壊危険区域 位置図



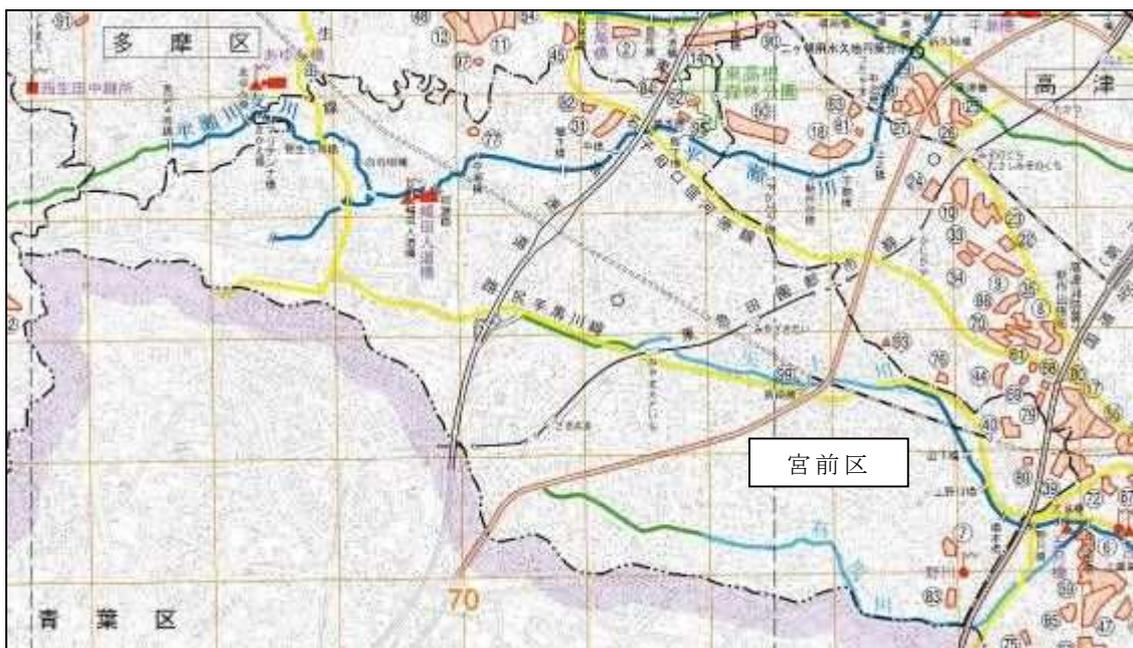
急傾斜地崩壊危険区域 一覧

番号	区 別	区 域 名	指定年月日	区域面積 (ha)	整備状況	備 考
5	高 津	蟹ヶ谷池ノ里	S45.4.14	2.70	概 成	
6	高 津	久末表耕地	S45.4.14	1.75	概 成	
8	高 津	新作間際根	S45.4.14	2.72	概 成	
			H22.12.3	0.08		
9	高 津	末長富士見台	S45.4.14	3.49	概 成	
10	高 津	下作延辰ノ谷	S45.4.14	2.85	概 成	
13	高 津	蟹ヶ谷 B	S45.12.15	4.10	概 成	
			H2.3.31	0.52		
16	高 津	蟹ヶ谷 C	S46.2.16	4.01	概 成	
17	高 津	千 年	S46.2.16	2.70	概 成	
			H30.3.27	0.26		
18	高 津	上 作 延	S46.2.16	2.00	概 成	
22	高 津	久 本	S47.3.28	1.63	概 成	
			H7.3.31	0.59		
23	高 津	久 本 B	S47.3.28	3.13	概 成	
			H5.3.31	0.18		
24	高 津	下 作 延 B	S47.3.28	1.87	概 成	
25	高 津	下 作 延 C	S47.3.28	0.92	概 成	
			H21.9.11	0.24		
26	高 津	下 作 延 D	S47.3.28	0.31	概 成	
27	高 津	下 作 延 E	S47.3.28	1.73	概 成	
28	高 津	下 作 延 F	S47.3.28	0.54	未着手	民間開発

番号	区 別	区 域 名	指定年月日	区域面積 (ha)	整備状況	備 考
29	高 津	久 地	S47.3.28	3.01	概 成	
30	高 津	千 年 C	S48.11.27	1.92	概 成	
			H18.5.16	0.25		
			H20.7.25	0.08		
33	高 津	末 長 久 保 台	S53.3.3	0.80	概 成	
34	高 津	末 長 向 台	S53.3.3	0.94	概 成	
35	高 津	新 作 間 際 根 B	S53.3.3	0.67	概 成	
			S57.11.16	0.21		
			H6.3.31	0.14		
36	高 津	蟹ヶ谷往古滝	S53.3.31	1.22	概 成	
			H1.10.13	0.99		
			H15.11.25	0.31		
44	高 津	新 作 向 谷	S56.3.10	0.55	概 成	
46	高 津	久 末 イ ノ 木	S58.3.31	0.71	概 成	
47	高 津	久 末 達 野	S58.3.31	3.99	概 成	
49	高 津	子 母 口	S59.3.31	1.00	概 成	
			H1.3.31	0.33		
50	高 津	上 作 延 B	S59.3.31	5.93	概 成	
			H11.3.31	0.25		
53	高 津	久 末 D	S61.3.7	2.01	概 成	
55	高 津	千 年 B	S62.3.31	2.75	概 成	
59	高 津	久 末 B	H1.3.31	3.87	概 成	
61	高 津	新 作 C	H2.3.31	1.90	概 成	
62	高 津	子 母 口 B	H3.3.30	0.54	概 成	
63	高 津	下 作 延 H	H4.2.1	0.57	概 成	
65	高 津	久 末 梅ヶ久保	H6.3.31	1.59	概 成	
68	高 津	新 作 D	H6.3.31	0.50	概 成	
69	高 津	新 作 E	H6.3.31	0.21	概 成	
70	高 津	新 作 F	H7.3.31	0.87	概 成	
			H9.3.31	0.16		
72	高 津	千 年 E	H9.3.31	0.44	概 成	
75	高 津	久 末 E	H10.3.31	0.14	概 成	
			R5.9.22	0.03		
76	高 津	梶ヶ谷5丁目	H11.12.28	0.75	概 成	
79	高 津	千 年 F	H17.9.27	0.64	概 成	
80	高 津	千 年 G	H17.9.27	0.32	概 成	
81	高 津	下 作 延 中 耕 地	H17.9.27	0.11	概 成	
87	高 津	子 母 口 C	H21.10.27	0.12	概 成	
88	高 津	末 長 A	H22.11.19	0.56	概 成	
90	高 津	久 地 4 丁 目	H23.10.18	0.28	概 成	
93	高 津	梶ヶ谷4丁目	H24.10.19	0.06	概 成	
101	高 津	子 母 口 D	H28.11.18	0.25	概 成	

<宮前区>

急傾斜地崩壊危険区域 位置図



急傾斜地崩壊危険区域 一覧

番号	区 別	区 域 名	指定年月日	区域面積 (ha)	整備状況	備 考
7	宮 前	野 川 南 耕 地	S45.4.14	1.97	概 成	
31	宮 前	平 B	S48.11.27	2.33	概 成	
39	宮 前	野 川 東 耕 地	S54.3.30	0.69	概 成	
			H1.3.31	0.86		
			H8.3.29	0.45		
			H20.11.18	0.03		
40	宮 前	野 川 北 耕 地	S54.3.30	0.40	概 成	
			S57.3.31	0.10		
77	宮 前	初 山 1 丁 目 A	H13.3.23	0.51	概 成	
82	宮 前	神 木 本 町	H18.5.16	0.28	概 成	
			H24.9.18	0.42		
			H26.4.11	0.02		
			H28.1.15	0.06		
83	宮 前	野 川 南 耕 地 B	H18.12.26	1.32	概 成	
89	宮 前	野 川 東 耕 地 B	H23.7.15	0.15	概 成	
92	宮 前	神 木 本 町 2 丁 目 A	H24.2.24	0.12	概 成	
95	宮 前	神 木 本 町 2 丁 目 B	H25.9.6	0.22	概 成	
99	宮 前	馬 絹	H26.12.26	0.07	概 成	
103	宮 前	神 木 本 町 1 丁 目 A	R4.7.8	0.11	概 成	

<多摩区>

急傾斜地崩壊危険区域 位置図



急傾斜地崩壊危険区域 一覧

番号	区 別	区 域 名	指定年月日	区域面積 (ha)	整備状況	備 考
2	多 摩	長 尾 西 高 根	S45.3.6	1.17	概 成	
11	多 摩	生 田 飯 室 東	S45.4.14	7.64	概 成	
			H25.11.22	0.21		
			H29.1.24	0.19		
12	多 摩	生 田 飯 室 西	S45.4.14	4.79	概 成	
14	多 摩	宿 河 原	S45.12.15	5.03	整備中	
15	多 摩	菅	S45.12.15	5.51	概 成	
			H2.3.31	1.45		
32	多 摩	生 田 E	S48.11.27	1.41	概 成	
			S62.3.31	0.54		
37	多 摩	菅 B	S54.3.30	0.62	概 成	
			S63.3.31	0.48		
45	多 摩	長 尾 2 丁 目	S57.3.19	1.12	概 成	
48	多 摩	東 生 田 2 丁 目	S58.3.31	5.00	概 成	
54	多 摩	宿 河 原 B	S61.3.7	1.77	概 成	
			R5.5.19	0.18		
67	多 摩	枡 形 6 丁 目	H6.3.31	2.34	概 成	
			H10.3.31	0.41		
84	多 摩	長 尾 7 丁 目	H19.4.17	0.15	概 成	
91	多 摩	南 生 田 1 丁 目 A	H24.1.20	0.27	概 成	
96	多 摩	枡 形 6 丁 目 B	H25.9.6	0.33	概 成	
97	多 摩	東 生 田 3 丁 目 A	H25.11.1	0.04	概 成	
98	多 摩	東 生 田 2 丁 目 B	H26.12.12	0.07	概 成	
105	多 摩	枡 形 6 丁 目 C	R4.11.25	0.4	整備中	

<麻生区>

急傾斜地崩壊危険区域 位置図



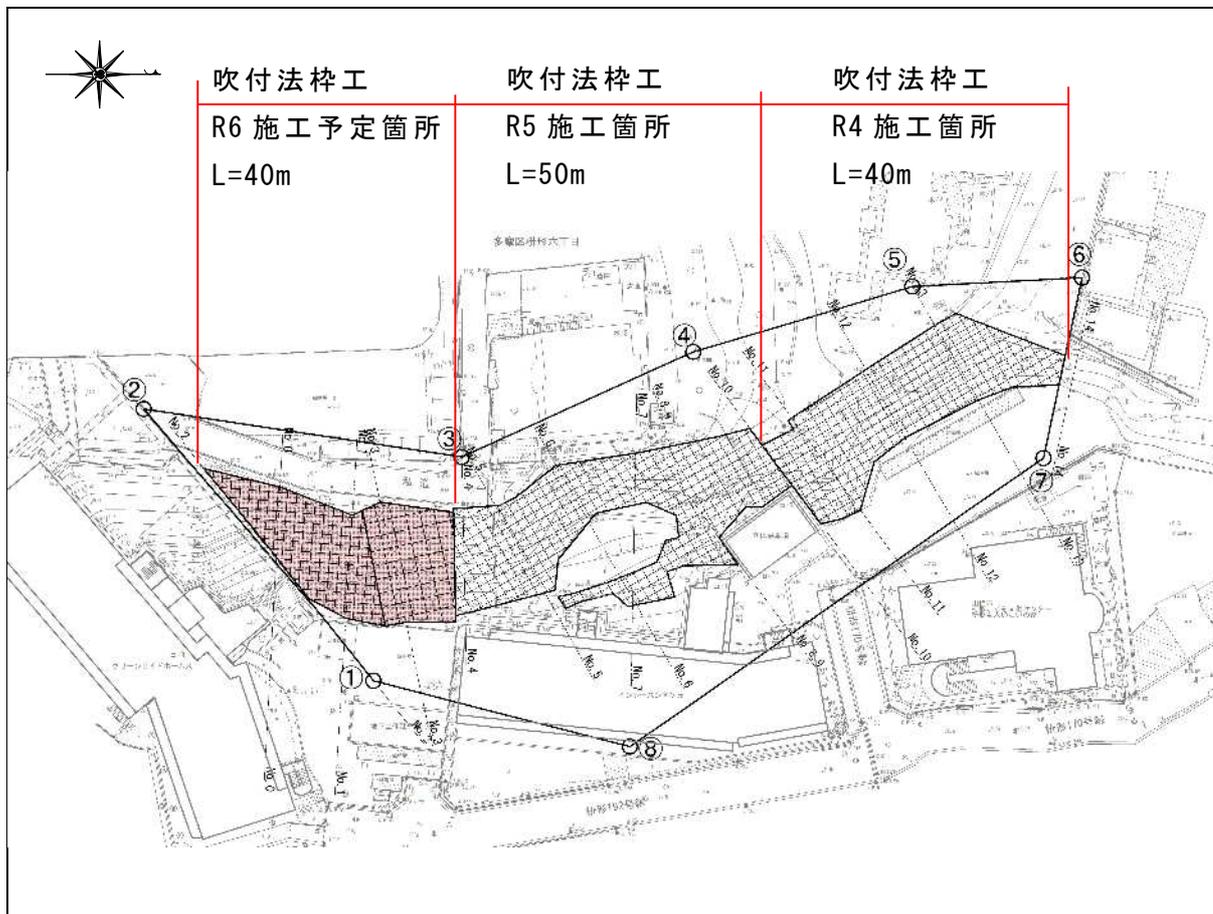
急傾斜地崩壊危険区域 一覧

番号	区 別	区 域 名	指定年月日	区域面積 (ha)	整備状況	備 考
19	麻 生	王 禅 寺	S46.2.16	2.34	概 成	
			H5.3.31	1.15		
			H17.9.27	0.18		
20	麻 生	岡 上	S46.2.16	3.84	概 成	
38	麻 生	五 力 田	S54.3.30	2.00	概 成	
41	麻 生	王禅寺真福寺谷	S55.3.28	0.87	概 成	
42	麻 生	王禅寺日吉谷	S55.3.28	2.21	概 成	
43	麻 生	高 石	S56.3.10	0.89	概 成	
51	麻 生	王禅寺源内谷	S60.3.30	1.58	概 成	
52	麻 生	古 沢	S60.3.30	2.97	概 成	
56	麻 生	王禅寺源内谷 B	S62.3.31	0.71	概 成	
57	麻 生	古 沢 B	S63.3.31	4.07	概 成	
58	麻 生	古 沢 C	S63.3.31	3.10	概 成	
60	麻 生	片 平 A	H1.3.31	2.69	概 成	
64	麻 生	王禅寺白山	H5.3.31	2.75	概 成	
66	麻 生	片 平 B	H6.3.31	0.63	概 成	
71	麻 生	早 野 A	H8.3.29	1.24	概 成	
73	麻 生	王禅寺 C	H10.3.31	1.87	概 成	
74	麻 生	下 麻 生	H10.3.31	0.22	概 成	
78	麻 生	片 平 C	H17.9.20	1.34	概 成	
85	麻 生	王禅寺西7丁目	H19.4.17	0.15	概 成	
86	麻 生	黒 川 A	H21.10.27	0.62	概 成	
94	麻 生	王禅寺東5丁目 A	H25.1.15	0.23	概 成	
100	麻 生	黒 川 C	H28.1.15	0.30	概 成	
102	麻 生	東百合丘1丁目	H28.11.18	0.36	概 成	
104	麻 生	黒 川 D	R4.10.7	0.11	概 成	

(4) 令和6年度の主要事業

【工事概要】

区 域 名	枅形6丁目C地区	指 定 年 月 日	令和4年11月25日
施 工 箇 所	多摩区枅形六丁目地内	区 域 面 積	A=約0.40ha
事 業 概 要	法面工 L=40m		



斜面状況・保全対象



斜面状況・保全対象



7 土砂災害防止法の概要

(1) 土砂災害警戒区域等の概要

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」による土砂災害警戒区域（イエローゾーン：Yz）は、傾斜度 30 度以上で 5 m 以上のがけを含む一定の土地の範囲について、災害が発生した場合に危害が生じる恐れのある区域として指定します。指定後は、区域の周知と避難警戒体制の整備を図り、土砂災害から住民等の生命及び身体を保護し、土砂災害防止のための対策の推進が図られます。

また、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン：Rz）は、土砂災害警戒区域内で、著しい被害が生じる恐れのある土地の範囲について、新規住宅等の立地抑制や建物の構造規制を目的に指定するものです。川崎市内では、平成 29 年度から基礎調査に着手し、調査結果の公表、地元説明会などを経て、令和 3 年 5 月に指定が完了しました。

(2) 土砂災害警戒区域の指定状況

土砂災害防止法の平成 13 年 4 月の施行を受け、川崎市内では、土砂災害警戒区域指定のための基礎調査に平成 19 年度から着手し、平成 28 年 7 月までに指定を完了しました。

(3) 土砂災害特別警戒区域の調査・指定状況

土砂災害特別警戒区域指定のための基礎調査は平成 29 年度に多摩区から着手し、令和 2 年 1 月に指定告示しました。

その後、麻生区の基礎調査には平成 30 年度に着手、令和 3 年 3 月に指定告示しました。

幸区、中原区、高津区、宮前区の基礎調査には平成 31 年度に着手し、各区とも令和 3 年 5 月に指定告示しました。

【区別 指定箇所数】

（令和 6 年 3 月末現在）

	土砂災害警戒区域:Yz	土砂災害特別警戒区域:Rz	備考
川崎区	0	0	
幸区	7	5	
中原区	7	6	
高津区	96	72	
宮前区	161	95	
多摩区	171	136	
麻生区	304	234	
計	746	548	

8 公園事業の概要

(1) 公園の概要

東高根森林公園は、東名高速道路と市営緑ヶ丘霊園に隣接して位置する県立都市公園（風致公園 開設面積 11.8ha）です。公園内には県指定遺跡の「東高根遺跡」、県指定天然記念物の「東高根のシラカシ林」のほか、水田跡地の谷戸地形を活かした湿生植物園や二次林のクヌギ・コナラ林などがあり、遺跡を包み込むシラカシ林を中心とした「みどり」は、市街化の著しい川崎市内にあって、貴重なオープンスペースになっています。



県立東高根森林公園全景（宮前区神木本町二丁目地内）

ア 公園の評価

「日本の都市公園 100 選」（(社)日本公園緑地協会）

「かながわの景勝 50 選」（(社)神奈川県観光協会）

「かながわの美林 50 選」（環境農政部森林課）

「かながわの公園 50 選」（県土整備部都市整備公園課）

イ 歴史と沿革

現在の公園用地内で、昭和 43～44 年に県営住宅造成に先立つ発掘調査が実施されたところ、弥生時代後期から古墳時代の大規模な集落跡が発見され、周囲をとりまくシラカシ林（推定樹齢 150～200 年）も学術的価値が高いことが判明しました。

これらの文化的遺産と自然環境を保存するため、神奈川県教育委員会は昭和 46 年 12 月に遺跡を県指定史跡に、シラカシ林を県指定天然記念物に指定し、地元の要請を受け、都市住民のレクリエーションと学習の場として活用を図ることを目的に、県立都市公園として整備することになりました。

その後、昭和 48 年から公園整備に着手し、昭和 53 年 4 月に一部区域を開園、現在も施設更新等の整備を進めながら、イベント等の利用促進事業にも積極的に取り組んでいます。

【沿革の概要】

昭和 48 年 9 月 28 日	都市計画決定 A=約 13.9 ha
昭和 53 年 4 月 25 日	都市公園の設置 A=10.2 ha（供用開始）
昭和 58 年 10 月 11 日	都市計画決定（変更）A=約 13.9 ha（駐車場区域の拡大）
昭和 61 年 4 月 28 日	開園区域の変更 A=10.6 ha（駐車場の拡大）
平成 13 年 8 月 1 日	開園区域の変更 A=10.7 ha（パークセンターの設置）
平成 16 年 5 月 1 日	開園区域の変更 A=10.8 ha（出会い広場の設置）
平成 19 年 4 月 1 日	開園区域の変更 A=11.0 ha（湿生植物園の拡大）
平成 23 年 4 月 1 日	開園区域の変更 A=11.6 ha
平成 25 年 12 月 4 日	都市計画決定（変更）A=約 14.0 ha（駐車場区域の拡大）
平成 28 年 2 月 1 日	開園区域の変更 A=11.8ha（駐車場区域ほかの拡大）
令和 2 年 11 月 26 日	都市計画決定（変更）A=約 14.0 ha（市道区域の縮小）
令和 4 年 4 月 1 日	開園区域の変更 A=11.8ha（駐車場区域の拡大）

ウ 指定管理者制度による公園の維持管理・運営

平成 15 年 9 月に地方自治法が改正され、公の施設の管理について管理委託制度が廃止され、指定管理者制度が導入されることとなりました。この制度は地方公共団体の指定を受けた指定管理者（民間事業者を含む）が、県との協定により管理を代行するもので、多様化するニーズに応えるとともに、より効果的、効率的に公の施設の管理運営を行うために民間の能力を活用し、行政サービスの向上を図ることを目的としたものです。

東高根森林公園では、平成 18～26 年度（9 年間）は、「横浜緑地・西武造園グループ」、平成 27～令和 3 年度（7 年間）は、「東高根森林公園パートナーズ」、令和 4～8 年度（5 年間）は、「榊石勝エクステリア」が指定管理者として管理運営を代行しています。

(2) 施設の概要



東名高速道路側にある北口には、木々に囲まれた静かな広場や遊具のある子供広場があります。



芝生広場には弥生時代後期から古墳時代後期にかけての集落跡の遺跡がねむっています。周りを取り囲む樹林は、天然記念物のシラカン林です。



近代までの水田跡や流水を利用した湿地で、今では見られなくなった多摩丘陵の湿生植物や水生生物を観察することができます。



縄文～平安時代の衣食住に関わる主な植物84種が植栽されており、古代人の生活と自然との関わりを知ることができます。



芝生に大きなケヤキの木が葉を広げ、広場の周りにはせせらぎが流れています。夏休み工作体験教室や秋の収穫感謝祭などのイベントをここで行います。



クヌギ・コナラの落葉樹林に囲まれ、木漏れ日あふれる広場が広がっています。



自然エネルギーを活用した環境共生型パークセンターで、オープンスペースや展示スペースがあります。

(3) 利用促進事業

「公園で学ぶ、公園でアクティブ、公園の魅力、地域の魅力」をテーマに、様々なイベントを指定管理者が実施しています。

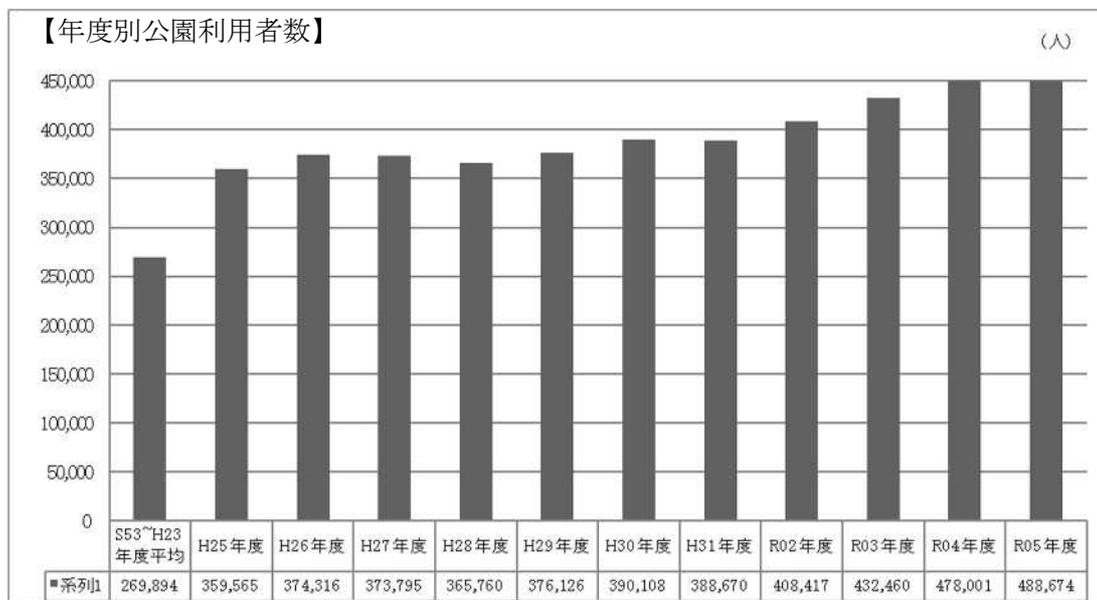
【主なイベント】

<p>「ひがしたかねパーク大作戦」(秋)</p> <p>野菜やハンドメイド作品の直売、クラフト体験など、家族連れで秋の公園を楽しめる様々なイベントを行っています。</p>	
<p>「向丘ふくし・パーク祭り」(秋)</p> <p>地域の福祉関係団体等と連携してマルシェ、障がい者向けマイナースポーツ体験、福祉関係相談コーナー等を実施しています。</p>	
<p>「野鳥観察会」(冬)</p> <p>公園とその周辺に訪れる野鳥の観察会を実施しています。</p>	
<p>「田んぼの教室」(6月～11月)</p> <p>湿生植物園内の水田で、田植え・生き物観察・稲刈り体験を実施しています。</p>	
<p>「パークヨガ」(4月～12月)</p> <p>ケヤキ広場等で講師を招いてヨガ体験教室を実施しています。</p>	

(4) 公園利用者の推移と公園整備の実績

ア 公園利用者の推移

公園利用者数は、毎年微増傾向にあります。令和2年度は開園以来、初めて年間利用者数が40万人を超えました。



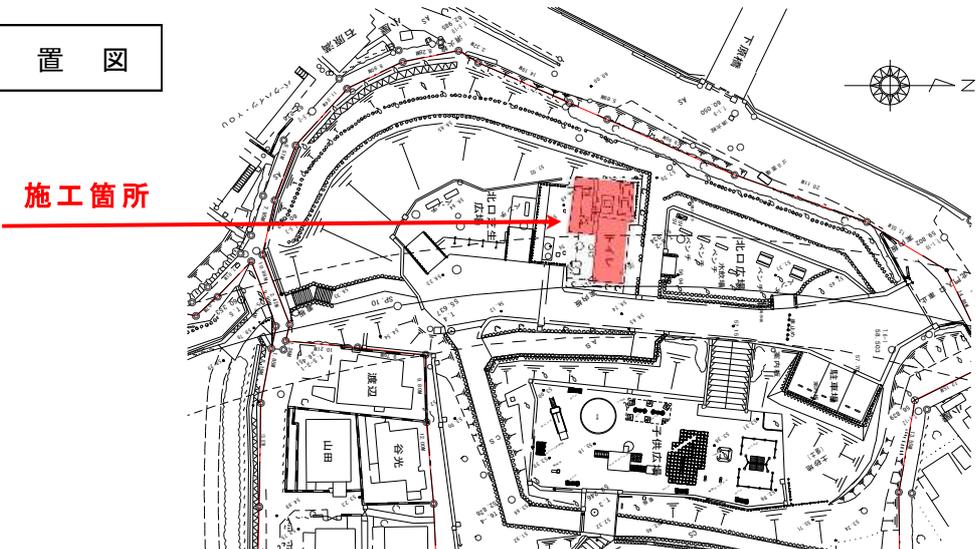
イ 公園整備の実績

主要施設は既に整備済ですが、近年は、施設の老朽化に伴う更新や防災対策などに取り組んでいます。

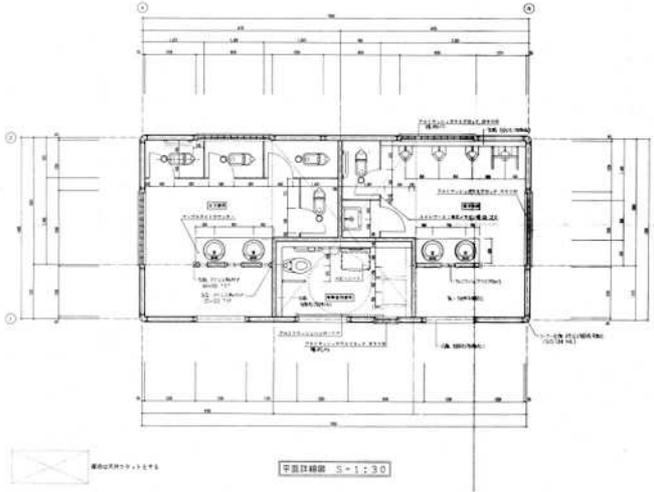
項目 \ 年度	S 46~H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
用地取得費 (千円)	2,979,098									
用地取得面積 (㎡)	104,422									
整備費 (千円)	3,504,335	113,210	102,292	60,667	105,899	101,089	102,184	74,602	51,614	80,984
主な整備内容	下水道施設 子供広場 駐車場 自然観察路 湿生植物園 古代植物園 ピクニック広場 花の名所づくり ビジターセンター パークセンター 身障者対応園路 木栈道 池浄化装置 シラカシ林階段工 ユリ園階段工 出会いの広場 防災井戸整備 法面工 中央園路改修工 法面工 サイン工	木栈道改修工 駐車場整備工 法面工 野外卓改修工	木栈道改修工 法面工	木栈道改修工 法面工 駐車場整備工	木栈道改修工 空調整備工 駐車場整備工	木栈道改修工 駐車場整備工 木製階段改修工	出会広場改修 芝生広場改修 放送設備工	出会広場改修工 芝生広場改修工 ユリ園改修工 芝生広場改修工	ビジターセンター修繕工 ユリ園改修工 芝生広場改修工	ビジターセンター修繕工 シラカシ林階段構工 樹林地整備工

(5) 令和6年度の主要事業
ア 北口トイレ改修工事

位置図



平面図



北口トイレ現況




北口トイレ現況

9 施設開放事業

(1) 川崎治水センター（川崎市多摩区生田）

地域住民のコミュニティづくりや文化活動を推進するため、川崎市内に在住、在勤及び在学される方で構成される地域の自治会や文化サークルなどで、あらかじめ利用登録をした団体に対し、川崎治水センターの施設を一部開放しています。新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の発出により、施設利用を一時中止していたため、今年度の利用者は大幅に減少しています。

ア 施設の内訳

施設名	利用単位時間
大会議室・中会議室・和室	9時～12時、13時～17時、17時～21時

イ 年度別施設利用登録団体

区分	年度	団 体 数		
		3年度	4年度	5年度
自治会等		2	2	2
卓 球		6	7	7
ダンス		10	10	10
その他		14	14	16
計		32	33	35

ウ 施設別年度別利用状況

施設	年度	件数 (件)			人数 (人)		
		3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度
大会議室		93	309	264	1,212	2,821	2,608
中会議室		0	0	0	0	0	0
和 室		1	4	14	7	27	83
計		94	313	278	1,219	2,848	2,691

(2) 恩廻公園調節池管理棟会議室（川崎市麻生区下麻生）

地域におけるコミュニティづくり、地域文化の振興等の推進、鶴見川流域の河川環境の向上のため、川崎市内や恩廻公園調節池周辺の自治会、また、川崎市内に在住、在勤及び在学される方で構成される文化サークルや鶴見川水系の河川環境の向上に資する活動を行う団体などにおいて、あらかじめ利用登録をした団体に対し、恩廻公園調節池管理棟会議室を開放しています。新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の発出により、施設利用を一時中止していたため、今年度の利用者は大幅に減少しています。

ア 施設の内訳

施設名	利用単位時間
会議室（パブリックルーム）	9時～12時、13時～17時、17時～21時

イ 年度別施設利用登録団体

区分	年度	団体数		
		3年度	4年度	5年度
自治会等		0	0	0
地域活動		1	2	2
ダンス		1	1	1
その他		4	4	4
計		6	7	7

ウ 施設別年度別利用状況

施設	年度	件数（件）			人数（人）		
		3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度
会議室		20	77	55	375	399	550

10 主な財産管理状況

(1) 一般行政財産管理状況

ア 土地

令和6年4月1日現在

所在地	施設用途 (施設名)	取得 年月日	面積			価格		財産種目	
			前年度末 ㎡	令和5年度		前年度末 千円	令和5年 年度末 現在 千円		
				増 ㎡	減 ㎡				
多摩区生田4-25-1	川崎治水センター庁舎敷地	S57.5.24	8,830.64	-	-	8,830.64	911,412	911,412	公用財産
宮前区神木本町2-10-1	東高根森林公園	S47.3.31	104,281.00	-	-	104,281.00	4,639,483	4,639,483	公園
多摩区長尾3-1159-7外	長尾3丁目急傾斜地事業敷地	S44.3.31	665.00	-	-	665.00	196	196	公共用財産
高津区蟹ヶ谷48-30	蟹ヶ谷池/里急傾斜地事業敷地	S59.10.15	3.01	-	-	3.01	1	1	公共用財産
多摩区長尾7-352-4	長尾7丁目急傾斜地事業敷地	S59.12.11	2,758.63	-	-	2,758.63	813	813	公共用財産
中原区井田3-1444-1外	蟹ヶ谷B区急傾斜地事業敷地	S61.11.4	1,346.00	-	-	1,346.00	533	533	公共用財産
高津区蟹ヶ谷248-33外	蟹ヶ谷往古滝急傾斜地事業敷地	H8.2.15	2,886.00	-	-	2,886.00	2,571	2,571	公共用財産
高津区子母口220-1外	子母口急傾斜地事業敷地	H6.8.15	1,291.04	-	-	1,291.04	509	509	公共用財産
計			122,061.32	-	-	122,061.32	5,555,518	5,555,518	

イ 建物

所在地	施設用途 (施設名)	取得 年月日	面積			価格		財産種目	
			前年度末 ㎡	令和5年度		前年度末 千円	令和5年 年度末 現在 千円		
				増 ㎡	減 ㎡				
多摩区生田4-25-1 川崎治水センター	庁舎・事務所	S60.10.30	1,991.52	-	-	1,991.52	90,397	90,397	公用財産
	倉庫(水防倉庫)	S60.10.30	126.00	-	-	126.00	207	207	
	車庫	S60.10.30	73.60	-	-	73.60	149	149	
	更衣室	S60.10.30	39.88	-	-	39.88	67	67	
小計(川崎治水センター)			2,231.00	-	-	2,231.00	90,820	90,820	
宮前区神木本町2-10-1 東高根森林公園	ビジターセンター	S62.3.31	199.41	-	-	199.41	8,760	8,760	公園
	パークセンター	H13.3.30	261.10	-	-	261.10	78,167	78,167	
	公衆便所(南口)	H5.2.18	46.56	-	-	46.56	5,810	5,810	
	公衆便所(中央)	H6.3.22	54.67	-	-	54.67	1,454	1,454	
	公衆便所(北口)	H10.3.15	40.56	-	-	40.56	20,005	20,005	
小計(東高根森林公園)			602.30	-	-	602.30	114,196	114,196	
合計			2,833.30	-	-	2,833.30	205,016	205,016	

(2) 管理指定普通財産管理状況(土地)

所在地	施設用途 (施設名)	取得 年月日	面積			価格		財産種目	
			前年度末 ㎡	令和5年度		前年度末 千円	令和5年 年度末 現在 千円		
				増 ㎡	減 ㎡				
麻生区黒川290-2	(廃道敷地)川治道-町田調布	S40.1.6	99.00	-	-	99.00	4,949	4,949	普通財産
高津区久地4-721-2外	(廃道敷地)川治道-川崎府中	S43.2.1	56.69	-	-	56.69	14,541	14,541	普通財産
麻生区黒川266-47	(廃道敷地)川治道-町田調布	S55.6.18	51.00	-	-	51.00	3	3	普通財産
麻生区下麻生3-117-23	(廃道敷地)川治道-県道12号 (横浜上麻生)	H30.1.11	103.00	-	-	59.00	9,074	9,074	普通財産
計			309.69	-	-	265.69	26,561	28,567	

11 水防業務の概要

(1) 水防配備基準と配備要員

水防配備基準と配備要員

配備区分	配備基準	配備要員	摘 要
準備配備	1. 大雨・洪水注意報が川崎市に発せられたとき 2. 大雨警報(土砂災害)が川崎市に発せられたとき 3. 多摩川又は鶴見川洪水予報(氾濫注意情報)が発せられたとき 4. 支部長が必要と認めたとき	班長 1名 班員 2名 計 3名	1. 支部長は、注意報が発令されたときには、情報連絡要員として職員を配備につかせるとともに、本部に連絡させるものとする。 2. 支部長は、情報の判断により、要員を増減することができる。
警戒配備	1. 大雨(浸水害)・洪水警報が川崎市に発せられたとき 2. 多摩川又は鶴見川洪水予報(氾濫警戒情報)が発せられたとき 3. 鶴見川・岡上観測所が水防団待機水位(通報水位)に達し、さらに上昇するおそれがあるとき 4. 支部長が必要と認めたとき	班長 2名 班員 4名 計 6名	1. 支部長は、警報が発令されたときには、警戒配備につくとともに、本部に連絡するものとする。 2. 支部長は、情報の判断により、要員の配備及び増減することができる。
特別配備	1. 大雨・洪水警報が川崎市に発せられ被害が発生しはじめたとき 2. 大雨特別警報が川崎市に発せられたとき 3. 特別配備基準に該当するとき 4. 支部長が必要と認めたとき	警戒配備に特別配備基準に基づき増員	1. 支部長は、情報の判断により、要員を増減することができる。
非常配備	1. 被害が管内全体に及びはじめたとき 2. 支部長が必要と認めたとき	全 員	1. 支部長は、情報の判断により、要員を増減することができる。

特別配備基準と配備要員

特別配備区分	特別配備基準	特別配備要員
特別配備その1	1. 水位観測所のいずれかで、氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき、あるいは達するおそれがあるとき 2. 50mm/hr以上の降雨が予想される時	工務課長(未配備の場合)を追加配備
特別配備その2	1. 台風の影響が予想される時 2. 恩廻公園調節池で洪水調節を行う可能性(越流堤-50cm)がある時	工務課長(未配備の場合)と河川班1名を追加配備
特別配備その3	1. 管内で土砂崩れが発生したとき又は発生するおそれがある時	工務課長(未配備の場合)と急傾斜地公園班全員を追加配備

※特別配備基準のいずれかに該当する場合、特別配備要員は配備につく。

(2) 令和5年度の水防業務

令和5年度は、大雨洪水注意報が15回、大雨洪水警報が6回発表され、準備配備は26回、警戒配備は7回の体制を執り、延べ81名の職員が水防業務に従事しました。

気象情報	R5年度	R4年度	R3年度	過去5年平均
大雨洪水注意報発表	15回	20回	19回	18.0回
大雨洪水警報発表	6回	8回	10回	8.0回

配備体制	R5年度	R4年度	R3年度	R5年度延人数
準備配備	26回	31回	38回	(81人)
警戒配備	7回	9回	10回	(12人)
非常配備	0回	0回	0回	(0人)

水防警報発表回数	R5年度	R4年度	R3年度	過去5年平均
待機	16回	25回	42回	27.7回
準備	26回	39回	56回	40.3回
出動	14回	4回	14回	10.7回
指示	0回	0回	0回	0回

台風の状況 (気象庁資料より)	R5年	R4年	R3年	平年値(1991~2020)
発生数	17回	25回	22回	25.1回
上陸回数	1回	3回	3回	3.0回
接近数	9回	11回	12回	11.7回

降雨の状況(観測地点:川崎治水)	R5年度	R4年度	R3年度	過去5年平均
年間最大時間雨量	34mm/hr	25mm/hr	38mm/hr	32.3mm/hr
年間最大日雨量	240mm	82mm	163mm	161.7mm